

仏沼

ほとけめま

青森県三沢市



仏沼

[登録番号] 1543

[登録年月日] 2005年11月8日

[面積] 222ha

[湿地のタイプ] U:樹林のない泥炭地。灌木のある、または開けた高層湿原、湿地林、低層湿原

[保護の制度] 国指定鳥獣保護区特別保護地区
[国際登録基準] 2

湿地の概要

本州の北端、青森県下北半島の付け根、三沢市から六ヶ所村にかけての太平洋岸に面する地域には、大小の湖沼「むつ小川原湖沼群」があり、その中で一番大きな小川原湖と、東側の海岸砂丘にはさまれた干拓地が、仏沼である。

仏沼は、もともとは小川原湖につながるラグーンだった。そのラグーンは、1963年に始まった県の干拓事業によって農地になる計画だったが、およそ700haの干拓地のうち実際に水田耕作されたのは一部のみで、減反政策の影響もあって農地化が一時中止され、大部分

は、三沢市の市有地としてそのまま放置された。やがて一帯は、ヨシを優占種とする湿原になった。

しかし、この農地は維持管理のために、強制排水と春のヨシ原への火入れなどが、地元関係者により長年にわたって続けられてきた。また、この一帯は、秋から冬にかけて八甲田おろしの寒風が吹き、夏は冷涼な東風ヤマセが吹く特有の気候条件を有している。これらのことから、干拓地は、平地でありながら高山性の植物群落が生育し、草丈が低い、独特の自然環境となった。



湿地にかかわる動植物

仏沼が脚光を浴びるようになったのは、草原性の鳥であるオオセッカの繁殖が確認されたためである。オオセッカは全長14cm、全体が褐色で、白い眉斑がある。ヨシ原などの草原性の環境を好み、縄張りの上空を山なりの曲線を描いて飛びながらさえずるのが特徴である。世界で中国と日本の一部にしか分布しておらず、総数は2,500羽程度と推定されている。

1884年に新種として発表されたオオセッカは、その後、どこで繁殖し、どのような生態なのか詳しいことがわからない「幻の鳥」だったが、東北の干拓地で突

然、その姿が発見された。以来、仏沼はオオセッカの貴重な繁殖地として、地元の人々の手によって大事に守られてきた。仏沼では1,000羽ほどが繁殖すると考えられているが、日本では現在も、ごく限られた場所だけでしか確認されていない。

そのほかには、オオヨシゴイ、チュウヒ、コジュリン、シマクイナ、コヨシキリなどの鳥類が繁殖をするほか、オジロワシやオオワシが確認されている。春から秋にかけてハラビロトンボなど様々なトンボやチョウといった昆虫も見られる。



オオセッカ

オオジュリン



コジュリン

コヨシキリ

保全・管理の取組

年間を通して三沢市仏沼保全活用協議会や関係団体などによって管理がされている。4月はヨシの適正な管理のため、協議会が火入れを実施。5月からは来訪者のためのトイレが設置される。5月末には三沢市仏沼保全活用協議会の総会を実施し、仏沼の運営管理について協議する。6月には、関係団体が主催となってオオセッカの個体数を把握する一斉調査を行っている。11月頃、翌年の火入れに向けた必要箇所の草刈りを実施する。

また、市では、仏沼についての情報提供や保全に対する啓蒙活動を担う、各種看板の作成や修繕を行っている。

協議会には地元のNPOも参画しており、仏沼の保全と利活用の促進に貢献している。沼地の水質悪化、湿地の乾燥化、外来種の侵入などの課題について、環境省や三沢市とともに対策に取り組んでいる。また、企業等の協力によるボランティアと一緒に、仏沼や周辺地域の環境美化活動を実施している。



ハラビロトンボ



ホソミオツネトンボ

ワイズユースの取組

毎年7月にはNPOの協力のもと仏沼観察会が開かれており、仏沼の魅力を市民に共有する機会となっている。また、6月から9月にかけては、幼稚園の園児や小学校の児童が自然を身近に感じられる場所として、環境教育を行っている。

多数の稀有な生きものが生息する仏沼の環境資源のワイズユースには「自然と人間との共生」が鍵となる。仏沼の生態系の保全とワイズユース(賢明な利用)の

ため、周辺農家や市民団体、行政の連携により鳥類調査が継続して実施されるとともに、水管理、火入れなどの植生の維持管理がなされ、周辺地域においても環境保全型農業が推進されるなど、管理作業や農業活動との共生のための取組が行われている。



仏沼火入れ

関連自治体

三沢市役所 ☎0176-53-5111

特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約(ラムサール条約)

ラムサール条約は、1971年2月2日にイランのラムサールという都市で開催された国際会議で採択された、湿地に関する条約です。正式名称は、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」といいますが、採択の地にちなみ、一般に「ラムサール条約」と呼ばれています。2023年2月末現在、世界で172カ国が加入しています(日本は、1980年に加入)。

ラムサール条約では、沼沢地、湿原、泥炭地または陸水域、および水深が6メートルを超えない海域などを、湿地と定義しています。その中には、湿原、湖沼、ダム湖、河川、ため池、湧水地、水田、遊水地、地下水系、塩性湿地、マングローブ林、干潟、藻場、サンゴ礁などが含まれます。湿地分類の詳細は、こちらを参照してください。 https://www.env.go.jp/nature/ramsar/conv/Wetland_Type.html

国際的に重要な湿地の選定基準

基準1: 特定の生物地理区内で、代表的、希少または固有の湿地タイプを含む湿地。

基準2: 絶滅のおそれのある種や群集を支えている湿地。

基準3: 特定の生物地理区における生物多様性の維持に重要な動植物を支えている湿地。

基準4: 動植物のライフサイクルの重要な段階を支えている湿地。または悪条件の期間中に動植物の避難場所となる湿地。

基準5: 定期的に2万羽以上の水鳥を支えている湿地。

基準6: 水鳥の1種または1亜種の個体群の個体数の1%以上を定期的に支えている湿地。

基準7: 固有な魚介類の亜種、種、科、魚介類の生活史の諸段階、種間相互作用、湿地の価値を代表するような個体群の相当な割合を支えており、それによって世界の生物多様性に貢献している湿地。

基準8: 魚介類の食物源、産卵場、稚魚の生育場として重要な湿地。あるいは湿地内外の漁業資源の重要な回遊経路となっている湿地。

基準9: 鳥類以外の湿地に依存する動物の種または亜種の個体群の個体数の1%以上を定期的に支えている湿地。

注)魚介類: 魚、エビ、カニ、貝類

仏沼(ほとけぬま)

発行: 環境省自然環境局野生生物課 編集協力: 日本国際湿地保全連合 デザイン: 安部彩野デザイン事務所

写真提供: 三沢市

この資料は、環境教育や非商業目的の利用を行う場合、出典を明らかにしていただければ、環境省の許可なくして全部あるいは一部を複製することができます。

参考のため、複写物を環境省までお送りいただければ幸いです。許可なくしての商業利用を禁止します。

2023.03